（簡易版様式）

（出生時）育児休業申出書

　　　（会社名）

　　　（代表者）　　　　殿

［申出日］　　　　年　　月　　日

［申出者］所属

氏名

私は、以下のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

1. **申出する育児休業（いずれかに【〇】）**

（　　）出生時育児休業（産後パパ育休）

（　　）１歳までの育児休業

（　　）１歳から１歳６か月までの育児休業（休業が必要な理由：　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　）１歳６か月から２歳までの育児休業（休業が必要な理由：　　　　　　　　　　　　　　　）

* この申出様式を使用する場合、育児休業の種別に作成すること。（「出生時育児休業」と「１歳までの育児休業」を同時に申し出る場合は、それぞれ１枚ずつ作成すること。）

**２．休業にかかる子の状況**

［氏名］

［生年月日（養子等の場合、縁組成立日等）］　　　　年　　月　　日

［申出者との続柄］

◇出生前の場合

［出産予定者（母親）の氏名］

［出産予定日］　　　　　年　　月　　日

［申出者と出産予定者の続柄］

**３．休業期間**

［１回目］　　　　年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで

（職場復帰予定日 　　　　年　　月　　日）

［２回目］　　　　年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで

（職場復帰予定日 　　　　年　　月　　日）

* ２回目の申出ができるのは、出生時育児休業（産後パパ育休）と１歳までの育児休業のみ。
* 出生時育児休業を２回に分割取得する場合は、１回目と２回目を一括で申し出ること。

**４．その他、特別な事情がある場合は記入**

［法定の申出期間を経過してから申し出た場合、その理由］

［法定の回数を超えて育児休業を申し出た場合、その理由］

［パパ・ママ育休プラス等、夫婦で協力して育休を取得するときの特例を利用する場合］

配偶者の育児休業期間 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

［その他］

（簡易版様式）

（出生時）育児休業取扱通知書

　　（申出者）　　　殿

　　　年　　月　　日

会社名

あなたから　　　　年　　月　　日にあった以下の申出について、その取扱いを通知します。

**（いずれかに【〇】）**

（　　）出生時育児休業（産後パパ育休）

（　　）１歳までの育児休業

（　　）１歳から１歳６か月までの育児休業

（　　）１歳６か月から２歳までの育児休業

* この通知様式を使用する場合、育児休業の種別ごとに作成すること。（「出生時育児休業」と「１歳までの育児休業」が同時に申し出された場合、それぞれ１枚ずつ作成すること。）

**・（　　）申出どおり休業してください。**

　　　［１回目］休業期間 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

（職場復帰予定日 　　　　年　　月　　日）

　　　［２回目］休業期間 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

　　　　（職場復帰予定日 　　　　年　　月　　日）

**・（　　）申し出た期日が遅かったので、休業を開始する日を指定します。**

　　　　休業開始日 　　　　年　　月　　日

**・（　　）あなたは休業の対象者ではないため、休業できません。**

［休業できない理由］

**・（　　）あなたの撤回申出［申出日　　　　年　　月　　日］により、撤回されました。**

**・その他、特記事項**

（注）表面は事業主からの通知が義務となっている事項であり、裏面の事項は努力義務となっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 休業期間中の取扱い等 | (1）休業期間中については給与を支払いません。  (2）所属は　　　　　課のままとします。  (3）・（（出生時）育児休業のうち免除対象者）あなたの社会保険料は免除されます。  ・（免除対象外）あなたの社会保険料本人負担分は、　　月現在で1月約　　円ですが、休業を開始することにより、　　月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに会社から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、　　　　に持参してください。  振込先：  (4）税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。  (5）毎月の給与から天引きされる社内融資返済金がある場合には、支払い猶予の措置を受けることができますので、　　　　　　に申し出てください。  (6）職場復帰プログラムを受講できますので、希望の場合は　　　　　　　課に申し出てください |
| 休業後の  労働条件 | (1）休業後のあなたの基本給は、　　級　　号　　　　　　円です。  (2）　　　　年　　月の賞与については算定対象期間に　　日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。  (3）退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。  (4）復職後は原則として　　　課で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か月前までに正式に決定し通知します。  (5）あなたの　年度の有給休暇はあと　　日ありますので、これから休業期間を除き　　　　年　　月　　日までの間に消化してください。  次年度の有給休暇は、今後　　日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて　　日の有給休暇を請求できます。 |
| その他 | (1）お子さんを養育しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に　　　　　　　課あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。  (2）休業期間中についても会社の福利厚生施設を利用することができます。 |

（注）以下の事項は事業主からの通知が努力義務となっている部分です。